（生活療養を受ける場合にあっては、15,103点）
ワ　Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　11　中手骨骨内異物除去術　15,207点
（生活療養を受ける場合にあっては、15,103点）
カ　Ｋ０７０　ガングリオン摘出術　１　手部ガングリオン摘出術　13,646点
（生活療養を受ける場合にあっては、13,542点）
ヨ　Ｋ０９３－２　手根管開放手術（内視鏡下）　18,786点
（生活療養を受ける場合にあっては、18,682点）
タ　Ｋ１９６－２　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）　33,988点
（生活療養を受ける場合にあっては、33,884点）
レ　Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（片側）　9,069点
（生活療養を受ける場合にあっては、8,965点）
ソ　Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（両側）　14,132点
（生活療養を受ける場合にあっては、14,028点）
ツ　Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（片側）　6,857点
（生活療養を受ける場合にあっては、6,753点）
ネ　Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（両側）　15,421点
（生活療養を受ける場合にあっては、15,317点）
ナ　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（片側）　11,459点
（生活療養を受ける場合にあっては、11,355点）
ラ　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（両側）　19,911点
（生活療養を受ける場合にあっては、19,807点）
ム　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（片側）　10,907点
（生活療養を受ける場合にあっては、10,803点）
ウ　Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（両側）　17,540点
（生活療養を受ける場合にあっては、17,436点）
キ　Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（片側）　8,865点
（生活療養を受ける場合にあっては、8,761点）
ノ　Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（両側）　14,034点
（生活療養を受ける場合にあっては、13,930点）
オ　Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（片側）　14,887点
（生活療養を受ける場合にあっては、14,783点）
ク　Ｋ２４２　斜視手術　２　後転法（両側）　20,958点
（生活療養を受ける場合にあっては、20,854点）
ヤ　Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（片側）　21,825点
（生活療養を受ける場合にあっては、21,721点）
マ　Ｋ２４２　斜視手術　３　前転法及び後転法の併施（両側）　34,567点
（生活療養を受ける場合にあっては、34,463点）
ケ　Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（片側）　15,810点
（生活療養を受ける場合にあっては、15,706点）
フ　Ｋ２５４　治療的角膜切除術　１　エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（両側）　27,481点
（生活療養を受ける場合にあっては、27,377点）
コ　Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（片側）　33,991点
（生活療養を受ける場合にあっては、33,887点）
エ　Ｋ２６８　緑内障手術　６　水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（両側）　65,894点
（生活療養を受ける場合にあっては、65,790点）
テ　Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（片側）　18,001点
（生活療養を受ける場合にあっては、17,897点）
ア　Ｋ２８２　水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの（両側）　33,812点
（生活療養を受ける場合にあっては、33,708点）
サ　Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（片側）　15,453点
（生活療養を受ける場合にあっては、15,349点）
キ　Ｋ２８２　水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合（両側）　26,976点
（生活療養を受ける場合にあっては、26,872点）
ユ　Ｋ３１８　鼓膜形成手術　33,822点
（生活療養を受ける場合にあっては、33,718点）
メ　Ｋ３３３　鼻骨骨折整復固定術　16,985点
（生活療養を受ける場合にあっては、16,881点）
ミ　Ｋ３８９　喉頭・声帯ポリープ切除術　２　直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの　24,188点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,084点）
シ　Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満　17,919点
（生活療養を受ける場合にあっては、17,815点）
エ　Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術　２　長径５センチメートル以上　24,554点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,450点）
ヒ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合）　25,102点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,998点）
モ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　１　初回（その他の場合）　22,942点
（生活療養を受ける場合にあっては、22,838点）
セ　Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　２　１の実施後３月以内に実施する場合　26,278点
（生活療養を受ける場合にあっては、26,174点）
ス　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術　21,673点
（生活療養を受ける場合にあっては、21,569点）
ン　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）　7,764点
（生活療養を受ける場合にあっては、7,660点）
イイ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術　10,567点
（生活療養を受ける場合にあっては、10,463点）
イロ　Ｋ６１７－２　大伏在静脈抜去術　21,635点
（生活療養を受ける場合にあっては、21,531点）
イハ　Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤血管内焼灼術　18,083点
（生活療養を受ける場合にあっては、17,979点）
イニ　Ｋ６１７－６　下肢静脈瘤血管内塞栓術　21,034点
（生活療養を受ける場合にあっては、20,930点）
イホ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳未満に限る。）　30,593点
（生活療養を受ける場合にあっては、30,489点）
イヘ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（３歳以上６歳未満に限る。）　23,811点
（生活療養を受ける場合にあっては、23,707点）
イト　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（６歳以上15歳未満に限る。）